

厚生労働大臣の定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

1. 入院基本料について

- 本館3. 4階病棟（急性期一般病棟入院料4）
- 南館3階病棟（療養病棟入院基本料1）
- 南館4階病棟（特殊疾患入院基本料1）
- 南館5階病棟（回復期リハビリテーション病棟入院料3）

※病棟・時間帯などで看護職員の配置が異なります。実際の看護職員の配置につきましては、「[看護要員の対患者割合、看護要員の構成](#)」をご参照下さい。

○入院基本料等加算

- ・在宅復帰強化加算
- ・救急医療管理加算
- ・超急性期脳卒中加算
- ・急性期看護補助体制加算(50対1)
- ・夜間急性期看護補助体制加算(50対1)
- ・看護職員夜間(16対1)配置加算
- ・医療安全対策加算2
- ・診療録管理加算3
- ・地域加算
- ・療養病棟環境加算2
- ・感染対策向上加算3
- ・感染連携強化加算
- ・後発医薬品使用体制加算1
- ・データ提出加算1
- ・入退院支援加算2
- ・休日リハビリテーション提供体制加算

○特掲診療料

- ・がん治療連携指導料

- ・在宅医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料
- ・検体検査管理加算 1
- ・コンタクトレンズ検査料 1
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・人工腎臓(慢性維持透析を行った場合Ⅰ)
- ・透析 導入期加算Ⅰ
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術)
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・麻酔管理料(Ⅰ)
- ・看護処遇改善評価料 31
- ・外来ベースアップ評価料Ⅰ
- ・入院ベースアップ評価料 31

2. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文章によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準を満たしております。

3. 食事サービスに関する事項

当院では、入院時食事療養費(Ⅰ)及び入院時生活療養(Ⅰ)を届け出ています。入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しております。

4. 保険外(個人負担)費用について

当院では、以下の項目については実費負担をお願いしております。

1) 特別の療養環境の提供に係る病室について

※「[特別の療養環境の提供に係る病室](#)」をご参照下さい。

2) 入院期間が180日を超える取り扱いについて(選定療養)

入院医療の必要性が低い患者様の事情により、長期にわたり入院している方への対応を図る観点から、通算180日を超える入院については患者様の自己選択に係るものとして、入院基本料の100分の15に相当する点数をもとに徴収をいたします。当院では、1日につき2,110円徴収となります。

3) 紙オムツ、ねまき、タオル等レンタル利用料金

※「[入院セットのご案内](#)」をご参照下さい。

4) 各種診断書など文書料金

※各種文書料金等の詳細につきましては、「[文書料金一覧](#)」を参照下さい。

5. 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

6. 後発医薬品(ジェネリック医薬品)／一般処名処方について

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進を図る取り組みを実施しております。しかし、一部の医薬品については十分な供給が難しい状況が続いておりますので、後発医薬品のある医薬品については一般名処方(特定の医薬品を指定するものではなく、医薬品の有効成分名で処方箋を発行する)を行う場合があります。一般処方名は、医薬品の供給不足等が発生した場合にも、患者さんに必要な医薬品の安定供給を行うための取り組みです。

なお、状況によっては、患者さんへ処方する薬剤が変更となる可能性があります。その場合は、事前にご説明のうえ変更いたしますが、ご不明な点などありましたら医師、薬剤師等にご相談ください。ご理解のほど宜しくお願いいたします。

7. 診療記録開示に係る費用について

診療記録等の開示に対し、次のとおり料金を定めています。

1. 開示手数料		
基本料金	申請1件毎に	5,500円
2. 開示手数料に加算(開示対象となる記録の量に応じてかかる費用)		
診療録複写の交付	用紙1枚毎に	20円
画像記録複写の交付	ディスク(CD-R)1枚毎に	2,750円

※『診療録等の開示申込書』を記入のうえ、開示申請をお願いいたします。

8. 下肢動脈疾患指導管理について

慢性維持透析をされている方に対して、下肢末梢動脈 疾患に関するリスク評価及び検査を実施しております。 検査の結果、専門的な治療が必要と判断した場合は、その旨をご説明し同意を頂いた上で、連携医療機関へご紹介をいたします。

＜下肢末梢動脈疾患に関する連携医療機関： 佐賀大学医学部付属病院＞

9. 手術に関する施設基準に係る実績について

「[医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術に係る施設基準](#)」を参照下さい。

10. その他

1) 当院では、専従の医療安全管理者等による相談や支援及び、必要な情報提供を行う体制を整えています。ご相談は、地域連携室ソーシャルワーカーにお申し出ください。

2) 当院では、看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組みとして、責任者を定め、多職種からなる委員会において「看護職員の負担軽減及び処遇に資する計画」を作成し通念を通し取り組んでおります。

※「[看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画](#)」を参照下さい。

3) 当院では、敷地内禁煙となっておりますので、ご理解とご協力をお願い致します。